

# 租税専門家の「要」を育成する機関を設立



(社)アコード租税総合研究所・(社)ファルクラム代表理事

酒井 克彦氏 聞く  
(国士舘大学法学部教授)

## I 2つの研究活動

— 最初に昨年、設立されたアコード租税総合研究所（以下、アコード総研）での研究状況から教えてください。

酒井 アコード総研の活動を始めてから1年を迎えますが、実質のスタートである昨年8月の設立シンポジウムの後、所得課税検討委員会と国税通則検討委員会の2つの委員会を立ち上げ、それぞれのテーマにつきまして、検討をしているところです。

所得課税検討委員会では、会社員にも確定申告の機会を与えるべきとの観点から、問題点を抽出しさまざまな論点を整理しています。

具体的には、確定申告の機会をなくしている年末調整の問題として、源泉徴収義務者に守秘義務が課されないで制度設計されている点を取り上げました。税とプライバシーに関する問題は、今、政府で検討が進む共通番号の議論にもつながっていきますので、守秘義務とプライバシーとの関係に関心を寄せることは大変、重い意味があると考えています。

さらに議論を進める中で、源泉徴収義務者の負担の重さなど、源泉徴収自体にも大きな問題があることに気づきました。その事務量もさることながら、法解釈上の問題が非常に大きく、概念がはっきりしたものを源泉徴収の対象とすべきなのに、複雑な金融商品など、現状では概念が明確でないものも対象としています。

議論の着地点としては、源泉徴収義務者の事務量の軽減、あるいは法整備による事務負担の軽減を模索することになると思いますが、委員会の発足から1年となる半年後には成果を発表したいと考えています。

— もう1つの国税通則検討委員会では、どのような研究活動をしていますか。

酒井 国税通則検討委員会のほうでは、記帳義務制度について、青色申告事業者が半分程度にとどまっている現状を踏まえ、その実効性を検討しています。

記帳の定着を目的として青色申告制度が創設されてから数十年も経過し、そろそろ、手厚い恩典を与えるといった発想から、むしろ記帳は当たり前、記帳がない場合に罰則を設けるぐらいの転換があってもいいし、記帳していることを前提とした制度設計をしたほうが、納税者は納得するのでは、と考えています。

なぜなら、青色申告者の特典である租税特別措置の大幅な見直しと併せ、特典をなくしていけば、課税ベースの拡大につながりますし、複雑な税制から簡素な税制への方向性にも合っています。記帳義務の見直しは、青色申告そのものを考える切り口となり、青色申告に係る複雑な税制の簡素化や、不公平税制を見直すキッカケにもなると思います。

— 両委員会の研究発表以外にアコード総研で今後、予定しているものには何かありますか。

酒井 今後、委員会活動としては、消費課税や、資産課税の抜本的な改正に向けての研究にも進んでいくことを予定しています。

また、アコード総研の目的の1つでもありません、啓蒙活動の一環として、主に会員を対象としたセミナーを毎月、開催していきまして、ご好評いただいています。今後も、できるだけ多くの専門家の方々に参加していただけるよう、セミナーの開催を続けていきたいと考えています。

### (社)アコード租税総合研究所・セミナー

#### (1) 通達課税を巡る実務問題

日時：5月17日(月)18時30分～20時30分  
場所：水月ホテル鶴外荘（東京都台東区池之端3-3-21）  
講師：酒井克彦

#### (2) 法人税法における寄附金・交際費の境界線

日時：6月10日(木)18時30分～20時30分  
講師：酒井克彦  
菅原英雄（税理士・一般社団法人アコード租税総合研究所研究顧問）

会費：(1)(2)ともに資料代等で一般3,000円、アコード租税総合研究所会員1,000円

#### ○応用セミナー「租税法理論講座」

日時：①6月7日(月)18時00分～21時00分  
②6月14日(月)18時00分～21時00分  
③6月21日(月)18時00分～21時00分  
④6月28日(月)18時00分～21時00分  
⑤7月5日(月)18時00分～21時00分

場所：水月ホテル鶴外荘  
講師：酒井克彦  
会費：資料代等として一般15万円、アコード租税総合研究所会員5万円

問合せ：TEL/FAX 03-5799-4588

HP：<http://www.at-i.info/index.html>

E-mail：honbu@at-i.info

—— 鳩山政権で納税環境整備の議論が進む中、納税者と行政庁との架け橋を旗印とするアコード総研ではどのような考え方で議論の推移をみていますか。

酒井 納税環境整備の中で取り上げられている、納税者権利憲章の制定は非常に重要な視点ですし、政府で具体化されていくものを注視していきたいと思います。

憲章自体については、OECDのように納税者の権利と義務の両方が明確化されることに意味があり、大事だと考えていますが、ただ、その手段として、アメリカのような宣言書という形になるのか、法律に規定していくのかでは大きな差があります。

我が国では法律に対するコンプライアンスは非常に高いと思いますから、法律にすることには意味があると思います。その際、各税法に散らばっている手続等を、本来の基本法とすべく国税通則法に取り込んで、通則法1条に納税者の権利と義務を書き込むことで、通則法に“魂”を吹き込んでいくべきではないかと思えます。

その一方で、納税環境整備の点からすると、事前に情報を提供し、事後的な対応から事前に対応していくことが非常に重要でして、アコード総研では、コンフリクトの発生を未然防止するうえで、課税当局と納税者との架け橋となるコンテンツの提供をしていきたいと考えています。

## II 実務家の「要」を養成する

—— アコード総研での活動に加えて、同じく一般社団法人として別組織のファルクラムを設立したとのことですが、どういう目的で設立に至ったのですか。

酒井 アコード総研のセミナーの中でのことですが、傍聴していた税理士の方々と意見交換する中で、個別にもっと濃厚な研修を受けたいといった要望が出てきました。ところが、1対多で幅広い会員を対象とするアコード総研の啓蒙活動とは外れるため、こうした要望に応えられないといった問題がありました。

さらにまた、ボトムアップによる人材の底上げも大事ですが、各地に埋もれている有能な実務家を引き上げていくような牽引役となる専門家が必要との思いも強くなり、それならば、濃厚なカリキュラム、個別指導の中で人材を育成していく、いわば塾のようなものを作ろうとの結論に達しました。

ファルクラムという名前ですが、これは「要」「支点」を意味し、租税専門家としての「要」となる人材を育成し、社会貢献していくことを目的としています。

—— 大学院のゼミを想像してしましますが、学者や研究者を育成するのではなく、税理士などの実務家が中心になると思いますが、業界で活躍する実務家の「要」を育成するという発想なんですね。

酒井 ファルクラムでは、租税法研究会・研究員の第一期生を現在、募集（詳細は下記）してまして、一年間、判例研究をメインにしたゼミを開講していく予定です。

なぜ、判例研究かといいますと、法律の条文や通達だけを追って、法律を理解したつもりでいる人が結構多く、その一方で法源の一つである判例、それも重要な判例を見落としがちになっているからです。これは、専門家にとっても大変なリスクを抱えていることとなります。

### 租税法研究会・研究員 第1期募集要項

講師：酒井克彦

開講日時（予定）：平成22年6月より開講。月に1回（年8回の子定）

研究内容：租税法に関する様々な裁判例の研究を通して、租税法の考え方を習得することを目的とします。研究員の中から希望者を募ってゼミを開催し、そこで、研究報告者は最低1本の判例研究を行い、毎回2本又は3本ずつ判例評釈の報告を基に、講師を交えて討論します。また、ゲスト解説者の登壇も予定しております。

募集内容：研究員は毎月募集。研究報告者は研究員の中から毎年5月に決定し、20名程度（上限）。

受講料：月額1万5,000円（年間18万円）。別途初回のみ、初回登録料5万円。

問合せ：TEL/FAX 03-5799-4588

HP：<http://www.ful-crum.info/index.html>

E-mail：jimuj@ful-crum.info

また、裁判例に関心のある方でも、勝った、負けたに終始している場合が多く、判例とは何か、判例をどう使うか、どういうプロセスを経た判例かを考察することに慣れていない印象を受けます。判決文のなかには、争いとなった法律の趣旨や経緯がきちんと書いてありますし、

### ファルクラム発足記念セミナー

最近、重要判例と呼ばれる税務訴訟が頻発していますが、税理士らの租税専門家の方々から、「税務訴訟を勉強する機会がない」「知識整理の手助けが欲しい」「判例の知識を実務に活かせない」などといった声を耳にします。（社）ファルクラムは、そうした専門家をご支援する目的で発足致しました。下記の内容で租税専門家研究グループ「ファルクラム」発足記念講演会を開催します（参加費：5,000円）。

日時：5月15日（土）13時30分～16時

場所：第一法規株式会社（東京都港区南青山2-11-17）9階ホール

講師：酒井克彦（一般社団法人ファルクラム代表理事）

内容：最近の租税訴訟の動向・重要租税判例の分析と解説（実務に役立つ裁判例の探し方）

両者でどういう主張や考え方が展開されたのかが書いてあります。単に結論だけでなく、法律と実践である実務をどう結びつけるかを勉強する“生きた教科書”でもあります。尻尾まできっちり餡子の入ったタイヤキのように実務に役立つ素材が詰まっているのが判例なんです。

—— 具体的には、どのような活動を予定していますか。

酒井 ファルクラムでは、ほぼ毎月、ゼミを開講して、その中で議論を深めていくので、大学院のごとく、研究員の中から報告者を決めてその方にも判例評釈をしてもらいたいと考えています。もちろん、そのためには資料の調べ方などは指導するつもりですが、ご自身が抱えている事案に置き換えて取り組んでもらいたいと思います。

ただ、研究報告者が主体となる部分だけでなく、研究発表を傍聴して勉強したいという方も募集しています。

5月15日には、ファルクラム発足記念セミナーを予定しています。ぜひご参加ください。